

賃貸借契約書

京都府を甲とし、
を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり
賃貸借契約を締結する。

(契約物件)

第1条 乙は、その所有する次の物件を甲に賃貸するものとする。

物件の表示 自動車 (別紙明細のとおり)

(用途)

第2条 甲は、賃貸物件を公用自動車として使用する。

(賃貸借期間)

第3条 賃貸借の期間は、
年 月 日から 年 月 日までとする。

(賃借料)

第4条 賃借料は、月額
円とする。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
円)

2 賃貸借期間に1月未満の端数があるときは、賃借料は、日割計算により算出した額とする。

3 前条に定める賃貸借期間において、法令の改正、経済情勢の著しい変動その他やむを得ない理由により、第1項の賃借料を改定する必要があるときは、甲乙協議してその額を定めるものとする。

(賃借料の支払)

第5条 乙は、毎月、当月分の賃借料を、翌月に書面をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領した日から30日以内に賃借料を支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に賃借料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.7パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定より計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(経費の負担)

第6条 契約物件に関する経費の負担は、第6条の4及び第6条の5に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによる。

(1) 公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担する。

(2) 甲は、善良な管理者の注意をもって、契約物件を保管するものとし、その費用は甲の負担とする。

(自動車の運行)

第6条の2 甲は、契約物件について法定の運行前点検を行うほか、あらかじめ乙が整備手帳でしめす保守点検を行うことにより、契約物件の価値を著しく減耗させないよう留意するものとする。

(契約走行距離)

第6条の3 甲乙双方は、第4条の賃借料が、別紙明細記載の契約走行距離を前提に決定されたものであることを確認する。

(メンテナンスの範囲)

第6条の4 乙は、契約物件について本契約期間中、別紙明細においてリース料に含まれる項目として記載のあるメンテナンス項目の整備及び修理を行うものとする。

(メンテナンス費用の負担)

第6条の5 甲は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 別紙明細においてリース料に含まれる項目として記載のあるメンテナンス項目の範囲外の整備及び修理に要する費用

(2) 甲の故意又は重大な過失に起因する契約物件の損害の修理に要する費用

(3) 甲が、乙の承認なしに第6条の6の担当店舗以外の店舗で独自に行った修理等の費用

(4) 天変地異等不可抗力による損害の修理に要する費用

(担当店舗)

第6条の6 甲は、契約物件の整備又は修理が必要なときは、特別の事由がない限り、別紙明細記載の担当店舗で整備等を行うものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合には、別紙明細記載の担当店舗のほか全国の店舗で整備等を行うことができるものとする。

(通知義務)

第6条の7 甲について次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、甲は乙に対し直ちにこれを通知しなければならない。

(1) 契約物件について著しい破損、滅失(天変地異等不可抗力によるものを含む)、盗難、紛失若しくは被搾取等の事故を生じたとき又は乙に優先する権利を主張するものがあらわれたとき。

(2) 契約物件又はその保管若しくは使用に起因して第三者に人的又は物的な損害を与えたとき。

(売却等の制限)

第7条 乙は、甲の承諾を得ないで契約物件を第三者に売却してはならない。

2 乙は、契約物件に、抵当権、質権その他形式のいかんを問わず、甲の契約物件の完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

(形状等の変更)

第8条 甲は、契約物件の形状等を変更しようとするとき又は本契約外の部品等の追加装備をするときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

(転貸等の禁止)

第9条 甲は、乙の承諾を得ないで、賃借権の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(自動車の保管等に基づく賠償責任)

第9条の2 甲が、契約物件の保管若しくは使用に起因して第三者に損害を及ぼしたときは、甲は自己の責任において解決するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

2 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき賃借料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(談合等による解除)

第10条の2 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(損害賠償)

第11条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反した場合又は第10条の規定によりこの契約が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、その相手方は、当該損害の賠償を請求することができる。

(損害賠償の予定)

第11条の2 乙は、第10条の2各号のいずれかに該当するときは、契約物件の賃貸借期間の満了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第11条の3 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

- (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申

立てがあったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、乙が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てたとき若しくは弁護士等へ債務整理を委任したとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は自ら営業の廃止を表明したときその他の業務の続行が困難と認められる事実が発生したとき。

(3) 甲の乙に対する債務について仮差押、保全差押若しくは差押の命令又は通知が発せられたとき。

(相殺予約)

第11条の4 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(原状回復)

第12条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又はこの契約が解除されたときは、乙の指定する期日までに、契約物件を原状に回復して乙に返還するものとする。

2 乙は、甲が前項の義務を怠ったときは、自ら原状に回復し、これに要した費用の償還を甲に請求することができる。

(関係法令の遵守)

第13条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第14条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印のうち、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 氏 名 京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

印

乙 住 所

氏 名

印

(別紙)

自動車リース契約書明細

1 自動車明細	車名			
	型式			
	車台番号			
	登録番号			
	初度登録		塗色	
	使用本拠地	京都府	引渡月日	
	保管場所	京都府庁内	引渡場所	京都産業大学むすびわざ館
	付別	品名		
	属仕	スペアタイヤ		
	品様	ETC申請手数料		
	・明	フロアマット		
	特細	サイドバイザー		
		ETC車載器		
	バックガイドモニター			
	TCナビ			
	スタッドレス+純正ホイール			

2	リース期間	
---	-------	--

3	支払月額	毎月	円
	リース料	毎月	円
	消費税(8%)	毎月	円

4 リース料に含まれる項目ない)	○	自動車税額
	×	自動車重量税
	×	自動車取得税
	○	自賠責保険料
	○	登録納車費用
	○	道路関連費用
	×	任意保険料
	○	法定定期点検整備
	○	オイル交換
	×	バッテリー交換
	×	タイヤ交換
	○	継続車検整備
	×	代車の提供
×	一般修理	
×	事故修理(車両保険付保時)	
×	巡回サービス	

5	担当店舗	
---	------	--

6	契約走行距離	500	km/月
---	--------	-----	------

7	特記事項	
	エンジン:	
	車両重量:	
	全長: mm 全幅: mm 全高: mm	